

京都市における 宿泊税導入の 取り組みについて

京都市行財政局税務部税制課



京都駅 (写真: Media FOTO)



嵐山 (写真: hiyopapa)

京都市では、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るため、本年（平成30年）10月から京都市宿泊税条例を施行し、宿泊税の課税を行うこととしている。本稿では、宿泊税の導入に至った経緯や制度の概要、宿泊税に係る取り組み等について説明を行う。

1. 新たな財源の必要性

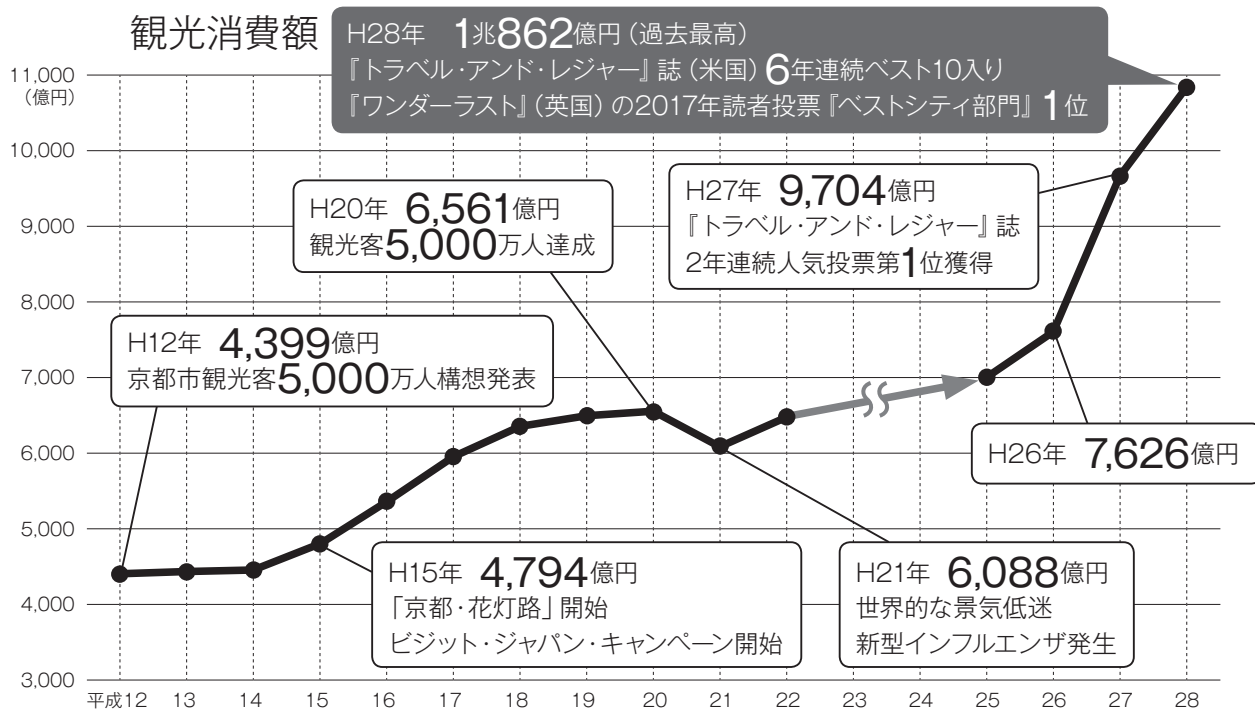
京都市では、国家戦略としての京都創生を掲げ、文化、観光、景観に特に力を入れて取り組みを進めてきた。具体的には、全国に類を見ない新景観政策や、魅力に満ちた文化芸術都市の創生、誰もがあこがれる観光都市を目指した観光振興、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進などの取り組みにより着実な成果を挙げている。最近では、文化庁の全面的な移転が決定したほか、観光の面でも、『Travel + Leisure（トラベル・アンド・レジャー）』誌、『Wanderlust（ワンダーラスト）』誌等の海外の有力旅行雑誌で高い評価を得るなど、京都の世界的な評価は高まっており、また、平成28年には、

観光消費額が初めて年間1兆円を突破し（図1）、観光客数も3年連続で5500万人以上を記録するなど高い水準を維持している。

その一方で、入洛客の増加に伴い、道路の渋滞や公共交通機関の混雑、受入環境の整備のための多言語対応、観光の担い手の不足、宿泊施設の不足、違法民泊の適正化など様々な課題が生じている。この中には、市民生活に影響を及ぼし、市民が負担と感じているものもあることから、京都市がこれまでに行ってきた様々な施策に加え、これらの課題に対応する行政サービスの一層の充実を図り、課題を解決することで、入洛客及び市民双方の満足度を高めていく必要がある。

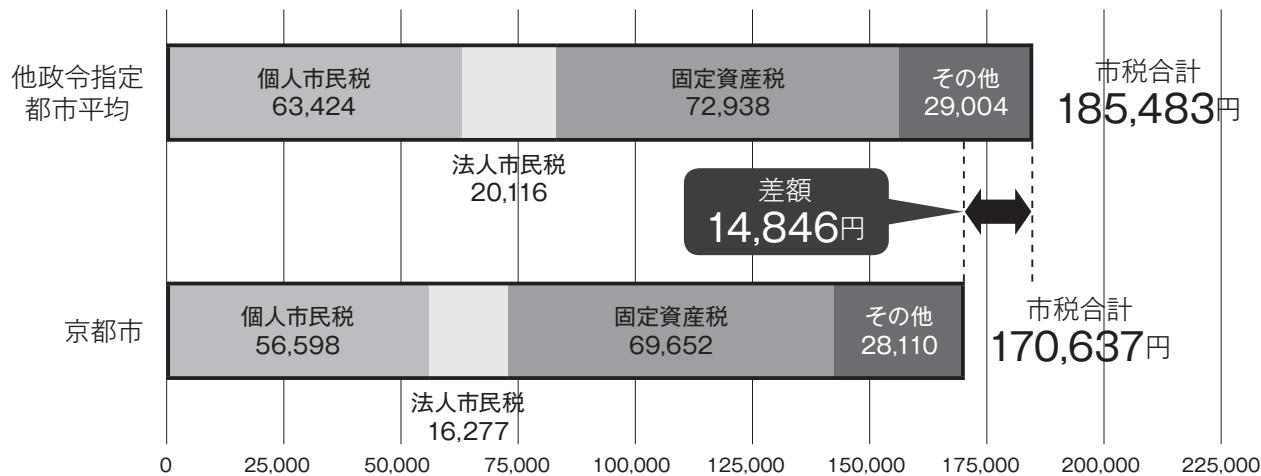
そうした中で、京都市の税収に目を向けてみると、風情豊かな町並みや知の集積である大学、悠久の歴史を積み重ねる寺院・神社など、京都のまちの魅力が税収面では弱みとなっているため、市民1人当たりの市税収入が他の政令指定都市平均に比べて少なくなっている（図2）。また、観光消費額等の増加などにより、京都経済は着実に活性化しているが、例えば、法人がその所得をもとに納める税のうち、市町村

図1 京都市における観光消費額の推移



(注意) 平成23年及び平成24年は調査手法の変更により観光客数を推計していないことから、観光消費額の総額を算出できません。
資料: 京都市機関投資家向け市債IR説明会資料 (平成29年度)

図2 平成28年度における市民1人当たり市税収入



資料: 平成28年度決算 参考データ集 ~データで見る京都市財政のあらまし~

2. 新たな財源についての具体的な検討

京都市では、新たな財源を確保するため、平成28年3月に策定した「はばたけ未来へ! 京プラン」実施計画第2ステージにおいて、「入浴客への新たな負担のあり方や超過課税等の課税自主権の活用」について検討していくこととした。これを受けて、平成28年8月に有識者や市民公募委員からなる「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会(以下「検討委員会」という)を設

に納められる割合は1割にも満たないなど、京都経済の活性化が市の自主財源の確保になかなか結びついていない。徹底した行財政改革を行っているが、以上の理由などから厳しい財政状況が続いている。

このような状況を踏まえ、京都市では、住む人にも訪れる人にも満足度の高いまちづくりをより一層進めていくための行政サービスの拡充を行うため、新たな財源の確保について検討していくこととした。

図 ③ 検討委員会での検討経過等

日付	内容
第1回 平成28年8月4日	1 住みたい・訪れたいまちづくりに係る現状と課題 2 住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方を考えるにあたっての前提
第2回 平成28年11月9日	1 住みたい・訪れたいまちづくりに係る現状と課題(補足説明) 2 住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源確保の方向性
第3回 平成28年12月12日	1 住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源確保の方向性 2 住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源確保の方法案の取りまとめ
平成29年1月10日	中間取りまとめの公表
第4回 平成29年2月13日	1 関係者ヒアリング (1) 駐車場への駐車(京都駐車協会、全京都駐車場協会) (2) 宿泊(京都府旅館ホテル生活衛生同業組合、日本ホテル協会京都支部) (3) 別荘の所有(京都府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会京都府本部) 2 中間取りまとめで挙げられた財源確保の方法に係る具体策の議論
第5回 平成29年3月30日	答申骨子(案)の議論
第6回 平成29年5月10日	答申案(パブリックコメント案)の議論
平成29年5月24日 ~6月26日	パブリックコメントの実施
第7回 平成29年7月21日	パブリックコメントの結果を踏まえた答申案の議論
平成29年8月7日	答申の提出

資料：検討委員会からの答申の提出について(広報資料)

置し、誰もが「京都に住んでいてよかった、住みたい、働きたい、訪れたい」と心から感じていただけたら、訪れたい、訪れたいを二層重ねていくため、新たな財源のあり方について、新税だけでなく、より幅広く、前提条件を付すことなく、あらゆる角度から議論いただいた(図3)。

その中で、行政サービスの受益に応じた負担をすべきであるという受益と負担の観点から、行政需要に要する費用について、入浴客にも一定の負担を求めることには合理性があるとされ、その上で、負担を求める目的や趣旨に一定の合理性が見出せるか、負担を求

める者に税の負担能力があるか、などといった観点から負担を求める手法について検討が行われた。その結果、「駐車場への駐車」「宿泊」及び「別荘の所有」という3つの行為を中心に、実現の可能性や具体的な制度について検討が深められることとなり、関係者ヒアリングやパブリックコメントでのご意見も踏まえて、平成29年8月、検討委員会から宿泊税の創設を提案するとの答申が京都市に提出された。この答申を踏まえ、京都市において具体的な制度設計を行い、同年9月に市議会に京都市宿泊税条例を提案し、同年11月に可

決いただいた。その後、平成30年2月に総務大臣から同意を得て、同年3月に同条例の公布を行ったものである。

3. 宿泊税の制度概要

今回京都市で導入する宿泊税の制度概要は図4のとおりである。

4. 宿泊税の導入に向けた事務

京都市では本年10月からの条例の施行にあたり、円滑に宿泊税の課税が行えるよう、主として以下の内容について対応を進めていくこととしている。

① 宿泊事業者や納税者への周知、広報

宿泊事業者には特別徴収義務者として、宿泊税の徴収事務を行っていただくこととなるため、制度の趣旨や実際の事務手続について、丁寧に説明していく必要がある。そのため、宿泊税の導入にあたり、徴収事務に関する宿泊事業者向けの説明会を開催している。このほか、宿泊税を支払っていただく宿泊者への周知、広報として、京都市の観光関連施設でのチラシの配布や、主要駅のポスターの掲示、さらには、宿泊施設での周知用広報物の配布や旅行者への周知協力依頼などを行う。

② 課税捕捉に向けた取り組みの推進

旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設については、本市の所管部局が保有する情報に基づき把握を行っていく。

③ 民泊仲介業者による代行徴収

また、違法民泊については、庁内関係部局が有する情報を的確に共有することで、その根絶・適正化の取り組みを更に強化すると同時に、税務局において質問検査権の行使や税務署や警察などの関係行政機関との連携により、その捕捉を進めていく。

課税捕捉にも関わることであるが、宿泊事業者に代わって宿泊料を受け取る民泊仲介業者に、併せて宿泊税を徴収していただく代行徴収については、宿泊者及び宿泊事業者の事務の省力化が図れると同時に、京都市にとっても、よりの確な課税捕捉や課税事務の軽減につながるため、この代行徴収を具体化するため、現在複数の民泊仲介業者と協議

図4 宿泊税の制度概要等

[制度概要]

●納税義務者

- ・旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊者
- ・住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者

●課税免除

学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者

●税率

宿泊料金	税額
20,000円未満	200円
20,000円以上50,000円未満	500円
50,000円以上	1,000円

●徴収の方法

特別徴収

●特別徴収義務者

旅館業又は住宅宿泊事業を営む者

●納入方法

原則として、宿泊税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入

[宿泊税の目的]

国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

[使途]

- ・住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取り組みの推進

例:文化財保護や歴史的景観の保全、快適な歩行空間の創出、観光や文化の担い手の育成

- ・入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対する受入環境の整備

例:入洛客の安心安全の確保、観光案内標識の整備、観光地トイレの拡充

- ・京都の魅力の国内外への情報発信の強化

※近年課題となっている「京町家の保存・継承」、「道路の渋滞や公共交通機関の混雑対策」、「違法民泊の適正化」などについても、宿泊税を財源として、今後、取り組みを進めていく予定

※具体的な充当事業については、予算編成において検討

[施行期日]

平成30年10月1日

[税収見込額]

(初年度)19.0億円 (平年度)45.6億円

資料:京都市より提供

④その他

を進めているところである。

このほか、インターネットを活用した申告や宿泊事業者への事務補助金の交付についても検討を行っている。

5. 税収の使途

図4にもあるとおり、本年10月からの導入を予定している宿泊税は、初年度で約19・0億円、平年度で約45・6億円の税収を見込んでおり、この新たな財源は、
ア：住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取り組みの推進
イ：入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対する受入環境の整備
ウ：京都の魅力の国内外への情報発信の強化
 に充てていく。

具体的な充当事業については、毎年度の予算編成において検討を行うこととしており、平成30年度は、混雑対策や民泊対策、市民生活の満足度向上に

もつながらる受入環境の整備など、宿泊税の導入効果を実感できる取り組み、とりわけ現下の観光課題を早急に解消し、市民生活との調和を図る取り組みに優先して宿泊税を充当することとしている(図5)。

宿泊税という貴重な財源を活用し、「住んでよし訪れてよし」のまちづくりを推進していく。

6. おわりに

京都市の宿泊税は、ホテルや旅館のみでなく、簡易宿所を含む全ての宿泊施設を課税対象としていることや、宿泊料金による課税免除を設けていないといった点において、すでに宿泊税を導入している東京都や大阪府とは異なる点があり、また市町村としては全国初の取り組みとなる。そのため、本条例の施行にあたっては、宿泊事業者や納税者に理解を得ていくことはもちろん、課税の公平性の観点から、市内の全ての宿泊施設を確実に捕捉していくことが重要であり、宿泊税の適正かつ確実な徴収に向けた取り組みを引き続き進めていく。

図 5 宿泊税を財源として拡充・強化する取り組み

- 30年度の宿泊税充当事業は「市民、観光客、観光関係事業者が30年度に宿泊税の導入効果を実感できる」取り組みに充当
- とりわけ「現下の観光課題を早急に解消し、市民生活との調和を図る取り組み」に優先して充当

事業経費 **37**億円
うち充当額 **19**億円

1 混雑対策

京都市を訪れる観光客が一部観光地に集中し、観光地周辺や公共交通機関の混雑につながっているため、これらの課題を解消するための取り組みを充実・強化

【具体的な取り組み】

- 観光地等の混雑緩和に向けて、手ぶら観光の普及促進や観光案内標識の設置・改良等の取り組みを推進
- 観光客の3つの集中(場所・時間・季節)の緩和に向けた取り組みを強化
朝観光・夜観光の推進、新たな観光資源(隠れた名所)の発掘・PRなど
- 公共交通機関の更なる有効活用や混雑緩和等に向けて、ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査を実施
- 市バス等の公共交通機関の混雑緩和の取り組みを強化
「前乗り後降り」方式の導入による乗降時間の短縮

充当額
5億円

2 民泊対策

昨今、急増している民泊については、利用者の騒音やごみ投棄などにより、周辺地域の市民生活に影響が生じており、違法・不適切な民泊の通報・監視・指導等の体制を強化

【具体的な取り組み】

- 違法・不適切な民泊に対する指導の強化
民泊通報・相談窓口 体制強化やアドバイザー派遣の新設
現地調査員(見回り部隊) 4人体制からの倍増を予定
- 民泊等に対して「消防検査済表示制度」を創設するなど、宿泊者及び周辺住民の安心・安全を確保

充当額
1.5億円

3 宿泊事業者支援

宿泊税の導入にあたっては、宿泊事業者の協力が不可欠であり、宿泊事業者への負担軽減策や経営強化に向けた支援策を実施

【具体的な取り組み】

- 宿泊税の導入を踏まえ、宿泊事業者が円滑に事務を行えるよう個別相談会・セミナーを実施
- 旅館等の経営力強化や魅力発信に向けた取り組みを支援
- 宿泊事業者への事務補助金の創設(平成31年度から交付)
前年度の特別徴収額の2.5%(当初5年間は3%)を補助金として交付

経費規模 **1億4,000万円**

充当額
0.5億円

4 受入環境整備

外国人をはじめとする観光客等の増加により、観光インフラの整備(利便施設の多言語化、観光トイレ等の拡充)や観光客のマナー対策などが課題となっており、これらの受入環境の整備により、市民生活の満足度も高めていく

【具体的な取り組み】

- 中国語など多言語での啓発記事や海外のWEBサイト、ガイドブック等での周知など外国人観光客のマナー啓発の取り組みを充実・強化
- 観光地周辺トイレの洋式化等による受入環境の整備・充実
観光トイレ 認定力所数 38カ所→50カ所(平成30年~31年)
公衆トイレ 洋式便器設置率 100%達成(平成30年~31年でリニューアルを実施)
公園・駐車場トイレ 洋式化・清掃回数増
- 京都観光オフィシャルサイトの機能強化
京都の奥深い魅力だけでなく、観光地の分散化やマナー啓発(京都の生活スタイル・習慣)などの記事コンテンツも充実

充当額
4億円

5 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全

京都に蓄積された日本の歴史・文化、これらが織りなす景観を次の世代にしっかりと引き継ぎながら、京都の都市の品格、魅力を一層向上させる施策を推進

京都ならではの文化振興(文化資源の継承・担い手育成)

【具体的な取り組み】

- 京町家を将来の世代に継承していくための取り組みを充実・強化
重要京町家・京町家保全重点取り組み地区の京町家の改修助成制度の創設
市が借り上げた京町家を、民間を通じて流通させる賃貸モデル事業の実施
新築の京町家の普及促進(新築京町家の基準の検討)
- 子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出し、京都の文化力・おもてなし力の向上を推進
- 京都伝統産業ふれあい館のリニューアル(平成30年~31年の2カ年で実施)

充当額
6億円

京都ならではの美しい景観の保全

【具体的な取り組み】

- 無電柱化事業の推進
先斗町通、銀閣寺道、長辻通

充当額
2億円

徴税コスト(システム改修等)

資料:平成28年度決算 参考データ集 ~データで見る京都市財政のあらまし~